

調達要求番号：6NNK1AK0022

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
若木宿舎 4 ・ 7 号棟網戸張替え	30	
	作 成	令和 8 年 4 月 16 日
	変 更	
	作成部隊等名	神町駐屯地業務隊

1 総則

適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊神町駐屯地において実施する「若木宿舎 4 ・ 7 号棟網戸張替え」について適用する。

2 役務概要

2.1 役務場所

陸上自衛隊神町駐屯地 若木宿舎 4 ・ 7 号棟 山形県東根市神町南三丁目 3 番 5 号
別図・付図のとおり

2.2 役務内容

ステンレス網張替え作業

2.3 使用材料

ステンレス網 16 メッシュ

2.4 張替場所及び数量

a) 若木宿舎 4 号棟

アルミ製網戸 (750×1800) 80 枚

アルミ製網戸 (750×1300) 80 枚

アルミ製網戸 (450×900) 40 枚

b) 若木宿舎 7 号棟

アルミ製網戸 (750×1800) 60 枚

アルミ製網戸 (750×1300) 60 枚

アルミ製網戸 (450×900) 30 枚

アルミ製網戸 (300×580) 60 枚

アルミ製網戸 (400×580) 30 枚

3 一般事項

a) 詳細工程は事前に監督官と協議し決定する。

- b) 本役務に使用する資機材及び電気、水、消耗品等は全て請負側において準備する。
- c) 駐屯地内外の施設を破損または汚損させないように十分注意する。また破損、汚損が生じた場合は速やかに官側へ報告し、請負者の負担において原状へ復すること。
- d) 駐屯地内では監督官の指示に従い行動し、指示があった場所以外への立入は禁止とする。
- e) 金属類の発生材は、発生材調書を作成したうえで官側指定場所へ搬入し、引き渡すものとする。
- f) 金属類以外の発生材は、請負側にて合法的に処分するものとする。

4 特記事項

- a) 監督官と事前協議を行い工程等を決定してから実施するものとする。
- b) 請負業者は張替前に寸法を測量のもと材料を発注・納入するものとする。
- c) 官舎居室での張替え作業は行わないものとする。
- d) 本役務範囲外での異状が見つかった場合は、修理見積書を提出すること。
- e) 張替対象網戸については、パッキン交換も含むものとする。
- f) 仕様書と現場の相違による軽微な設計変更については、請負金額の変更は行わないものとする。

5 報告書類

報告書類の内容は次による。

- a) 作業状況写真（作業の前、中、後及び監督官の指示事項に基づき撮影）
- b) 別表「提出書類一覧表」
- c) その他、官側が提出を求める書類

6 その他

修理に際し、本仕様書に疑義が生じた場合は速やかに官側へ報告し、協議すること。また、本仕様書に指示なき場合においても技術上当然なすべき事項は積極的に実施すること。

7 連絡調整先

神町駐屯地業務隊管理科 沼澤 連絡先 0237-48-1151（内 5776）